

東日本大震災からの復旧・復興に向けた対応について

東日本大震災の発生から8ヶ月余が経過し、被災自治体においては、今後の迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、未だ残る膨大な災害廃棄物の処理、ライフライン・公共施設の復旧、住民の集団移転、農水産業の再生、宅地被害や地盤沈下への対応、被災者の生活再建や被災企業への支援等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題や農水畜産物の汚染への対応等、解決すべき課題が数多く山積している。

この間、国からは、7月末に「東日本大震災からの復興基本方針」が出され、また、復旧・復興に向けた第三次補正予算が今次の臨時国会に提出されたところである。

第三次補正予算では、東日本大震災復興交付金、防災集団移転事業の制度改正、盛土造成宅地の被害対策に係る制度創設、放射性物質による汚染土壌の除染をはじめとする本格的な震災関係経費が盛り込まれているが、今後、一刻も早い被災地の早期復興を実現していくためには、これらの施策について、被災地の実情を十分に踏まえつつ、早急な具体化が図られる必要があり、なお一層国の総力を挙げた取組みが重要である。

とりわけ、被災地の復旧・復興と、被災者の生活再建、被災地の経済・産業の振興、コミュニティの再生等は、まさに一体不可分の関係にあり、国においては、こうした観点から、三次補正分を含め今後とも必要な財政支援を実施するとともに、施策の具体的制度設

計に当たっては、被災自治体が地域の実情に応じた各般の事業を主体的かつ有機的に実施することができる、自由度の高い、効果的な内容とすることが必要である。

よって、国は、被災地全体の日も早い復旧・復興が実現されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等

- (1) 今回の大震災により未曾有の被害を受けた被災自治体において、復旧と再建に向けた膨大な財政需要が生じていることから、復旧・復興に必要な予算については、国の責任において必要な予算総額を十分確保すること。
- (2) 被災地の実情に応じて迅速かつ柔軟な取組みを進めるための財源として、各自治体がそれぞれの復興計画に基づき、事業を実施する場合に交付される復興基金等、新たな制度を創設すること。
- (3) 東日本大震災復興交付金については、上記の趣旨を踏まえ、具体の用途等について、被災地の実情に応じた対応が真に可能となるよう、特段の措置を図ること。また、復興の妨げとなる規制の緩和や復興特区の創設等、被災自治体の実情を踏まえた措置を講ずること。
- (4) 応急復旧工事を含む、復旧・復興事業に係る事業全般について、一括交付金化した場合を含め、現行の国庫補助制度の補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うこと。

- (5) 被災自治体における公的資金等からの既存債務について、被災した公共施設等に係る借入金の特例的な償還免除等、負担軽減措置を講じること。
- (6) 地方公営企業災害復旧事業債を含む地方債の償還期間の延長や資本費平準化債制度の更なる拡充等、下水道事業における資金不足対策を講じること。
- (7) 国庫補助・負担金や交付税について、災害に係る復旧・復興及び援助活動等の災害対応のための財政需要の増加及び被災者に対する減免措置等による減収等を考慮し、前倒し交付等、地方の資金需要に臨機に対応する措置を講じるとともに、国直轄災害復旧事業費にかかる地方負担金についてその負担を免除すること。

2. 原発事故の影響等への対応

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体に対応した分も含め、その全額を国において負担すること。
- (2) 基準値を超えた稲わらや堆肥等の保管・処分に要する経費については、その全額を国において負担するとともに、それらの具体的な処分方法を早急に提示すること。
- (3) 放射性物質が含まれる廃棄物等の保管、処分等に係る経費について、既に自治体に対応した分も含め、その全額を国において

て負担するとともに、汚染の程度に関わらず、処分先を確保すること。

- (4) ホールボディカウンター等による検査や18歳以下に対する甲状腺検査等の健康調査を実施すること。
- (5) 農水畜産物等に含まれる放射性セシウム等汚染物質の検査に要する経費については、その全額を国において負担すること。
- (6) 国内外における日本産農水畜産物等の信頼回復に向けた万全の検査体制の整備等風評被害対策を早急に講じること。
- (7) 腐葉土の生産及び利用自粛に伴う農家等の損失補償について措置を講じるとともに、既に流通している腐葉土に関する検査等の費用についてもその全額を国において負担すること。

3. 復興庁の設置

復興基本法に盛り込まれた「復興庁」については、早期に設置するとともに、迅速な復興に向けて必要な支援措置を講じること。

4. 被災者の生活再建支援

- (1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。
- (2) 被災者の生活基盤回復のため、被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、住居の補修・再建に要する資金的な援助、二重ローン対策等最大限の支援策を講じること。
- (3) 被災者の集団移転に関し、被災者それぞれの移転先や居住形態等の希望に柔軟に対応できるよう、補助率の嵩上げや更なる

制度の拡充を図ること。

- (4) 被災者の生活再建に向け、被災前の所有財産の評価（固定資産課税台帳）に基づいて補償等を行うことができるような支援制度を創設すること。
- (5) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業や災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業等、宅地災害復旧に関連する補助事業について、自然がけに加えて、人工法面やコンクリート擁壁等を補助対象に加えるとともに、高さ2 m以上のがけ地も対象に含める等採択要件を拡大することや、全額国費とすること、更には事業費枠を廃止すること等の特例措置を講じること。
- (6) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について、面積・戸数等の採択要件を撤廃する等補助対象を拡大することや、全額国費とすること等の特例措置を講じること。また、小規模住宅地区改良事業について、戸数等の採択要件を緩和する等補助対象を拡大することや、現行補助率を嵩上げすること等の特例措置を講じること。
- (7) 被災宅地の復旧支援に関して、既存の国庫補助制度の拡充が行われても支援の対象とならない被災宅地については、国において、所有者自身による復旧に対する助成・融資・金利補填等、各種支援制度を創設すること。
- (8) 被災市街地復興土地区画整理事業について、補助対象を拡大することや現行補助率を嵩上げすること等の特例措置を講じるほか、津波被害が大きい地域では現位置での復興が困難であることから、現位置以外での事業を可能とする制度拡充を実施すること。

5. 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに進めることができるよう、当該施設等に対する国庫支出金制度を創設すること。
- (2) 津波により農地や農業排水施設等が壊滅的な被害を受けているほか、農業機械等も大きく被災していることから、これらの早期復旧に向けた支援措置を講じること。
- (3) 津波により被害を受けた農地の除塩事業に要する費用について、被災自治体においては災害復旧に要する財政需要が膨大であることから、全額を国において負担すること。
- (4) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、補助金の一括交付金化を図る等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (5) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の補助要件の緩和や予算枠の拡大等の更なる拡充策や当面の事業継続等に資する金融・税制措置を講じること。

6. 公共施設等の復旧・再整備

- (1) 被災自治体の甚大な被害及び復旧・復興に向けた多額の財政需要があることから、各種の災害復旧補助制度にかかる補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等にかかる対象経費の拡大等を積極的に行うこと。

- (2) 公共施設等にかかる災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が進められているところであるが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 支所を含む行政庁舎の機能回復に向け、市町村行政機能応急復旧補助金の補助率を引き上げるとともに、残余の地方負担に充当する災害復旧事業債の元利償還金に係る地方交付税措置について全額措置となるよう拡充すること。
- (4) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講ずること。
- (5) 被災地の汚水処理施設において暫定処理により増加する費用に対する支援制度を創設するとともに、被災自治体の財政や下水道利用者の負担軽減を図るため、公共土木施設災害復旧事業として、地盤沈下等で既存の場所に復旧できない場合の移転復旧も土木施設災害復旧事業に認める等、原形復旧の原則に捉われない柔軟な運用をすること。
- (6) 津波被災地における施設の被災状況の把握にはなお時間を要することから、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく下水道施設の災害査定について、平成24年以降に行うことを認めること。さらに、災害復旧事業費の確定が前提となる国庫負担率及び特別財政援助額の算定にあたって、災害査定が翌年以降とならざるを得ない自治体が不利益を被ることのないよう配慮すること。

- (7) 被災した鉄道路線の復旧・復興に向け、従来の制度を抜本的に改正し、運行主体に対する国の全面的な支援により、被災した鉄道施設を早急に復旧すること。

7. 被災者に対する社会保障等

- (1) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災自治体において、今後生活保護世帯の急増が見込まれることを考慮し、時限的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を講じること。
- (2) 被災した介護保険第1号被保険者の経済的損失等による保険料の減少や震災の影響による介護サービス利用者の急激な増加等、保険者たる被災自治体の保険財政運営に対する影響を緩和するために必要な財政措置を講じること。
- (3) 東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援を平成24年度以降も継続して行うとともに、保険者たる被災自治体の負担が増加することのないよう、財政措置を講じること。
- (4) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

8. 医療機関に対する支援等

- (1) 被災した公的医療機関等の施設復旧事業に対して交付される医療施設等災害復旧費補助金について、補助率の更なる嵩上げを図るとともに、被災した公的医療機関が復旧するまでの間、

地域医療を支えるため、仮設病院の整備について制度を創設し、財政支援措置を講ずること。

(2) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講ずること。

(3) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。

9. 災害廃棄物等の処理に対する支援

復旧の妨げとなっている災害廃棄物の迅速な処理に向けて、廃棄物処理に係る費用の全額を国において負担すること。

10. 今後の防災対策等

(1) 津波対策としての地盤嵩上げ事業について補助対象とするとともに、防災避難道路の整備や堤防の嵩上げについて補助制度を創設すること。

(2) 大規模かつ広汎な地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、買い取りを行うとともに、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設等についても、必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。

(3) 津波対策として、携帯電話を活用した早期避難を促すための仕組みについて、緊急地震速報と同様のシステムを関係機関と

の連携により開発整備すること。また、GPS 沖合波浪計を用いた「津波防災支援システム」を確立するとともに、沿岸自治体が設置する津波観測計をネットワーク化し、自治体間で活用できるように財政支援措置を講じること。

以上、決議する。

平成23年11月11日

全国市議会議長会